

山形県観光立寄施設緊急支援事業費助成金に係るQ & A

令和3年12月23日現在

1 制度全般について

問1-1 本事業を実施する目的は何か。

答

- ・ 本事業は、県内観光立寄施設の観光振興に資するポストコロナを見据えた新たな需要に対応するための取組みや新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を支援するため、マイクロツーリズム、ワーケーションやユニバーサルツーリズム等に対応した施設改修やコンテンツ開発等の前向き投資及び新型コロナウイルス感染症の感染防止に必要となる設備等を導入する経費に対して支援するものです。

問1-2 どこへ申請すればいいのか。

答

- ・ 県が設置している「山形県観光立寄施設緊急支援事業費助成金運営事務局」へ申請してください。なお、申請の締め切りは令和4年1月31日となります。

【受付窓口】

山形県観光立寄施設緊急支援事業費助成金運営事務局

住所：〒990-8799

山形中央郵便局 私書箱59号

問1-3 どこに問い合わせるとよいか。

答

- ・ 県が設置している「山形県観光立寄施設助成金コールセンター」へお問合せください。なお、コールセンターの設置は令和4年2月28日までとなります。

【受付窓口】

山形県観光立寄施設助成金コールセンター

TEL：023-615-9966（午前9時～午後5時 ※土日祝及び令和3年12月29日～令和4年1月3日を除く）

問1-4 申請すれば必ず助成金をもらえるのか。

答

- ・ 交付申請があったときは、内容を審査し、助成金の交付、又は不交付の決定を行います。運営事務局から交付決定を行った後に、実績報告をいただき、運営事務局の担当者が完了検査を行います。完了検査後に助成金額を確定し、助成金を交付します。
- ・ なお、予算は十分用意しておりますが、予算の状況によっては締切を待たずに受付を終了する場合がありますので、早めに申請いただくことをお勧めします。

問 1-5 申請してからどのような流れで交付されるのか。

答

- ① 申請書類に不備がなく内容が承認された場合は、2～3週間程度で運営事務局から申請者に交付決定の通知をします。
- ② 助成事業を実施していただき、完了した場合、実績報告書等を運営事務局に提出していただきます。（既に事業が終了している場合は、交付決定通知を受け取った後、速やかに実績報告書等を提出してください。）
- ③ 運営事務局で実績報告書等を確認した後、完了検査を行い、今回の事業で行った施設の改修や設置した機器等の確認を行います。
- ④ 確認のうえ問題がなければ、助成金額を確定し、通知いたします。
助成金額の確定後、2～3週間程度で指定の口座へお支払いする予定です。
なお、申請の混雑状況により多少前後する場合がありますので、ご了承ください。

問 1-6 山形県新・生活様式対応支援助成金（新型コロナ対策認証対応型）と何が違うのか。

答

- ・ 「山形県新・生活様式対応支援助成金（新型コロナ対策認証対応型）」は、飲食店又は宿泊業を営む中小企業・小規模事業者を対象とした助成金ですが、本助成金は観光立寄施設（宿泊施設を除く。飲食を提供する箇所を除く。）を対象とした助成金となっています。

問 1-7 山形県宿泊施設受入体制強化緊急支援事業費補助金と何が違うのか。

答

- ・ 「山形県宿泊施設受入体制強化緊急支援事業費補助金」は、宿泊業を営む事業者を対象とした補助金ですが、本助成金は観光立寄施設（宿泊施設を除く。飲食を提供する箇所を除く。）を対象とした助成金となっています。

問 1-8 山形県新・生活様式対応支援助成金（新型コロナ対策認証対応型）の助成対象経費は、山形県観光立寄施設緊急支援事業費助成金の対象となるのか。

答

- ・ 山形県新・生活様式対応支援助成金（新型コロナ対策認証対応型）の助成を受けている施設であっても、観光立寄施設に該当し、飲食を提供する箇所で行う事業で無い箇所について行う場合は、山形県新・生活様式対応支援助成金（新型コロナ対策認証対応型）と重複しない範囲において、山形県観光立寄施設緊急支援事業費助成金の対象となります。

問 1-9 マスク及び消毒液等の消耗品を購入したいが、助成対象となるのか。

答

- ・ マスク及び消毒液等の消耗品は本事業の助成対象となりません。

2 助成要件（助成対象者、助成対象経費等）について

問 2-1 観光立寄施設はどういった施設が該当するか。

答

- ・ 旅行者が旅行した際に現に立ち寄っている、もしくは立ち寄ることが予想される施設のことです。なお、宿泊施設や、飲食を提供する箇所で行う事業については、本事業の対象となりません。具体的には「別表 1 助成対象施設分類表 具体例」を参照ください。

問 2-2 法人又は個人事業主の住所が県外にある場合でも助成対象となるのか。

答

- ・ 経営する観光立寄施設が県内にある場合は助成対象となります。

問 2-3 複数の観光立寄施設を経営しているが、施設ごとに助成金の対象となるか。

答

- ・ 施設ごとに対象となります。その場合、申請は施設ごとに提出していただくこととなり、複数の施設分を1つの申請書で提出することはできません。

問 2-4 1 観光立寄施設の考え方について、どのように考えるのか。例えば、1号棟と2号棟がある場合は、2施設と考えてよいか。

答

- ・ 同一敷地内で異なる業種の営業を行っている場合（例：土産物と観光果樹園 など）はそれぞれの施設で申請できますが、同一敷地内で同じ業種の営業（例：さくらんぼ園とぶどう園 など）を行っている場合は1施設として考えます。

問 2-5 1つの建物の中で異なる事業者が営業する場合（テナントなど）は、それぞれ申請することができるか。

答

- ・ それぞれの事業者が申請可能です。

問 2-6 1つの観光立寄施設において助成対象事業が複数あった場合は事業ごとに助成してもらえるのか。

答

- ・ 助成対象事業が複数ある場合でも、1施設ごとの上限額内で助成します。

問 2-7 指定管理施設は対象となるのか。

答

- ・ 地方公共団体以外が指定管理者となり、指定管理者が営業を行っている場合は対象となります。補助対象経費については、包括協定等に基づき、所有者と指定管理者で調整のうえ、申請ください。

問 2-8 他の助成金を受給していても対象となるのか。

答

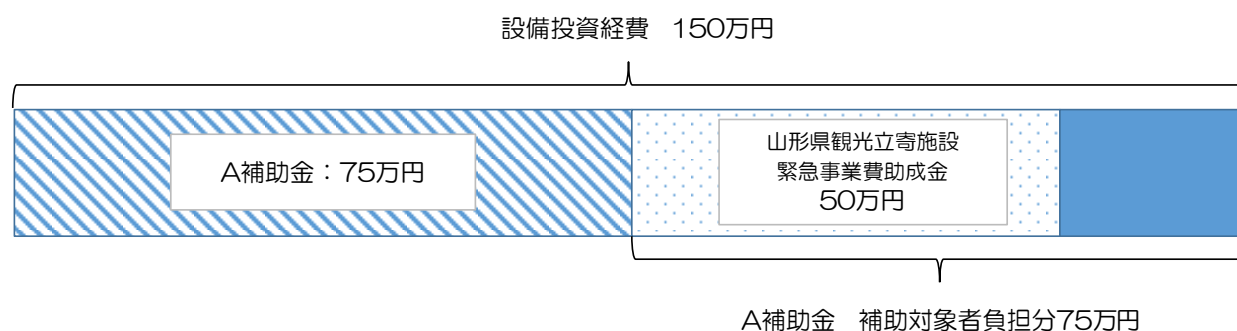
- 山形県及び山形県内の市町村の助成事業（間接助成：県及び県内市町村の予算を活用している団体等の助成事業を含む。）で助成を受けている物品等についても、手引き記載の助成対象事業に該当するものであれば、助成対象者負担分（既に山形県及び山形県内の市町村から助成を受けた分を除く。）が対象となります。

ただし、国庫助成金（交付金を除く。）を財源としている助成事業及び要綱で他助成事業と併用不可となっている助成事業は対象となりませんのでご注意ください。

申請を検討している助成事業が対象となるかご不明な場合は、お問合せください。

【他助成金の助成事業者負担分を申請する場合の助成金額の例】

◎ワーケーションスペース設置のため、150万円の設備投資を実施し、令和3年5月に補助率1/2、上限75万円の「A補助金」を受けたもの。



⇒上記の場合、山形県観光立寄施設緊急事業費助成金の助成金額は、75万円（A補助金 補助対象者負担分：150万円×1/2）×2/3（補助率）=50万円となる。

問 2-9 機器のリース費用も対象となるのか。

答

- 助成対象事業に該当するもので、借用のための見積書や契約書等が確認できるものが対象となります。なお、助成対象期間中（令和4年2月28日まで）に支払いが完了している経費が対象となります。（年払い等で前金払いし、レンタル期間が助成対象期間を超える場合は、按分により、助成対象期間内の経費を積算します。）

問 2-10 助成対象経費について具体的に教えて欲しい。

答

- 助成対象経費の具体的な例は以下のとおりです。

＜ポストコロナを見据えた新たな需要に対応するための取組に要する経費＞

助成対象経費	経費例
〇ワーケーションに対応した改修又は新商品開発やプロモーションの実施	<ul style="list-style-type: none"> ワークスペースの整備・改修費用 （床のフローリング化、机・イスの設置、パソコンの設置、テレビ会議設備、壁の改修等） インターネット及び無線 LAN 設備の新設・更新費用

	<ul style="list-style-type: none"> ・電源の整備費用 ・キッズスペースの整備費用 など
○マイクロツーリズムに対応した改修又は新商品開発やプロモーションの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい体験プランの開発にかかるHPの改修、チラシ作成などの広報経費 ・新商品開発にかかるコンサルティング委託費 ・家族、小グループに対応した施設内の間仕切り工事費用 ・新生活様式に対応した新たな娯楽設備の設置費用 ・屋外体験等、新たなサービスを提供するための改修・備品購入費用 など
○ユニバーサルツーリズムに対応した改修又は新商品開発やプロモーションの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・施設のバリアフリー化（売り場、トイレ、駐車場等）に要する費用 （手すり、スロープ、多目的トイレ、貸出用車いす、駐車場の身障者スペースの整備費用等） ・おむつ交換・授乳室の整備など乳幼児の受入体制の整備に要する費用 など
○非接触型システムの導入	<ul style="list-style-type: none"> ・タブレットやアプリ等を活用したオーダーシステムの整備費用 ・タッチレス自動水栓センサー設置工事費用 ・センサーダストBOX購入・設置費用 ・非現金化の決済システムの導入費用 ・自動開閉・洗浄トイレの設置費用 ・自動ドアの設置費用 ・人感センサー付き照明・換気扇の設置費用 など

⇒新たな需要につながり、感染防止対策や新・生活様式に関連していると判断される取組みであれば対象となります。なお、施設の修繕や原状回復等は対象となりません。対象になるかどうか判断に迷う際は、お問合せください。

<感染拡大防止対策に必要となる設備、機器、必需品等の購入（リース）に要する経費>

助成対象経費	経費例
設備、機器、必需品等	【検温関係】サーモグラフィ、体温計 【飛沫対策関係】パーテーション、遮蔽用アクリル板、ベルトパーテーション、カラーコーン、整列位置表示、受け渡しBOX（宅配含む） 【消毒関係】アルコール噴霧器、消毒液ボトル設置台、殺菌消毒剤生成器、業務用便座除菌クリーナー（本体のみ）、殺菌・滅菌機器（スリッパ・食器等）、抗菌備品（抗菌布団、抗菌カーテン、抗菌畳、抗菌建具など、抗菌仕様として販売されている製品に限る。）

	<p>【換気・空気清浄関係】 空気清浄機、空間除菌脱臭機、オゾン発生器、イオン発生機、除菌脱臭機、CO2 濃度測定器、加湿器、扇風機、サーキュレーター</p> <p>【消毒関係】 備品の抗菌加工費用</p> <p>【その他】 感染防止対策ポスター、掲示物作成費用、専門家による感染症防止策に係る検証等費用（交通費、報償費、講演料）</p> <p>など</p>
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

⇒老朽化等による交換・改修については対象となりません。対象になるかどうか判断に迷う際は、お問合せください。

問 2-11 無線LANの整備やHPの改修について、その後の維持管理費は対象となるのか。

答

- ・ 助成対象経費は設備や機器の導入経費であり、その後のHP管理費やネットワーク使用料等、いわゆるランニングコストについては助成対象外となります。

問 2-12 ワークーションに対応した新商品開発業務のみに従事など、助成対象事業のみ従事した従業員の人件費は対象となるのか。

答

- ・ 常用雇用者に係る人件費については、経常経費との切り分けが困難であることから、原則として対象外です。しかし、適正な方法により経常経費と人件費の切り分けが可能である場合は、対象となります。人件費の助成を希望される際は、事前にご相談ください。

問 2-13 助成対象経費の中の、「(2)に該当すると知事が認めるもの。」とは、どのように解釈すると良いか。

答

- ・ (2)内の項目は一例であり、(2)の趣旨に合致するものであれば、幅広く対象となります。申請の際は、助成事業計画書に具体的な設備、機器等の名称を記載してください。また、対象になるかどうか判断に迷う際は、お問合せください。

問 2-14 助成対象となるのは本体費用のみか。それとも取り付け費用や施工費も対象となるのか。

答

- ・ 取り付け費用や施工費も対象となります。

問 2-15 設備投資や機器購入の費用は、どのように積算すると良いか。

答

- ・ これから行う設備投資や機器購入については、なるべく複数者に見積りを依頼する等して安価な金額での積算をお願いします。

(既に実施済みの設備投資・機器購入については、実績額をご報告ください。)

問 2-16 助成対象経費に消費税は含めてもいいか。

答

- ・ 課税事業者については、消費税は助成対象外です。(助成対象経費には含めません。)
 なお、領収書等に消費税込みの金額しか記載されていない場合は、消費税相当額を差引いた金額を申請してください。
- ・ 免税事業者については、ご相談ください。

問 2-17 助成対象経費の支払いにポイントを充てた場合、そのポイント分は助成対象となるのか。

答

- ・ ポイント分については助成対象となりません。ポイントを使った分を差し引いた金額が助成対象経費となります。

問 2-18 助成対象経費に振込手数料、代引手数料や通販における送料は含めてもいいか。

答

- ・ 請求書の金額に基づき支払ったものが対象となるため、手数料は助成対象外です。(助成対象経費には含めません。)
- ・ 通販で購入した場合の送料については対象となりますが、商品の代金に送料を加算しても、市販よりも安価である必要があります。

問 2-19 助成対象経費を遡及適用することができる趣旨は何か。

答

- ・ 各観光立寄施設が、自らの負担で厳しい感染症対策を取ってきていただいていることから、遡りを認め、幅広く支援することを目的としています。

問 2-20 遡及適用日を令和3年4月1日としているのはなぜか。

答

- ・ 年度単位の会計を原則としたうえで、できるだけ支援対象期間を広く設定し、幅広く支援することを目的としています。

問 2-21 令和3年4月1日より前の発注により、納品・支出が令和3年4月1日以降となった場合も対象となるのか。

答

- ・ 「令和3年4月1日以降の発注」が対象となります。したがって、「令和3年4月1日より前の発注により納品・支出が令和3年4月1日以降となった場合」は対象外となります。

問 2-22 交付申請書の提出期限が令和4年1月31日とあるが、令和4年1月31日までに発注を行っていれば、納品及び支払いが完了していない場合も対象となるのか。

答

- ・ 対象となりますが、実績報告の最終期限が令和4年2月28日となっていますので、2月28日まで納品及び支払いが完了し、実績報告にかかる書類を提出していただく必要があります。

問 2-23 当事業について翌年度に繰越しとなる場合はあるのか。

答

- ・ 繰越しになりませんので、問 2-22 のとおり、令和 4 年 2 月 28 日まで実績報告をお願いします。

3 提出書類について

問 3-1 申請書等に押印する印鑑は、代表者印でなく会社印でもよいか。

答

- ・ 代表者印としてください。

問 3-2 別記様式第 3 号の申請要件等確認書で申請書類として「ポストコロナを見据えた新たな需要に対応するための取組に要する経費」については、その内訳が分かる書類（積算書、見積書、カタログ等）の提出が求められているが、既に完了したものは領収書でも良いか。

答

- ・ 領収書でも構いません。交付申請の段階で領収書を提出いただいた助成対象経費については、実績報告の際は「助成対象事業に係る支払いを確認できる書類」の提出は不要です。

問 3-3 支払いを確認できる書類はレシートでもよいか。

答

- ・ 誰が、いつ購入したものがわかるよう、原則として宛名と購入日のある領収書等（写し可）を提出してください。しかし、領収書等がない場合は、レシート、インターネットバンキングの利用履歴など、第三者が作成した購入金額、購入内容がわかるものであれば可とします。

問 3-4 クレジットカードで支払った場合も対象となるのか。

答

- ・ クレジットカードの支払明細書等により、助成対象の購入、支払い実績が確認できる場合は対象となります。

問 3-5 支払いを確認できる書類に助成対象とならない経費が混ざっているが、その場合はどうすればよいか。

答

- ・ 助成対象となる箇所に印をつける等、他の経費と区分けしていただく必要があります。

問 3-6 領収書の宛名が会社名（観光立寄施設名）ではなく、個人名で記載されてしまったのだが、対象として良いか。

答

- ・ 原則として、申請者と領収書の宛名は同一としますが、観光立寄施設で使用していること等が明確に分かる根拠資料があれば、対象となる場合があります。

問3-7 各書類の提出期限は必着か。

答

- ・ 受付窓口まで必着となります。

問3-8 交付決定の通知を受領して以降、工事の費用が10%程度、増額となることがわかった。
この場合、変更申請の手続きは必要となるか。

答

- ・ 交付決定の金額から増額となる際は、増額の割合に関わらず変更申請の手続きが必要となりますので、変更承認申請書（別記様式第6号）及び助成事業変更計画書（別記様式第7号）をご提出ください。
- ・ 交付決定の金額から減額となる場合、事業費全体の20%以下の減額については、変更申請の手続きは不要となりますので、実績報告の際にご報告ください。

問3-9 「ポストコロナを見据えた新たな需要に対応するための取組」と「感染拡大防止対策に必要となる設備、機器、必需品等の購入（リース）」の項目間で増減が生じる事となったが、変更申請の手続きは必要となるか。

答

- ・ 事業費全体で増額となる場合や、20%を超える減額となる場合を除き、項目間の増減のみを理由とした変更申請の手続きは不要です。
なお、事業の目的や設備の利用方法等が大きく変わる場合は、変更承認申請が必要となります。

問3-10 別記様式第10号の実績報告書にある「2 事業実施期間」とは何を記載すれば良いか。

答

- ・ 始期については、助成対象経費の中で、最も早い購入日や発注日等を記載ください。
（この事業は令和3年4月1日以降に購入又は契約の発注を行ったものが対象となりますので、それより前のものについては対象となりません。）
- ・ 終期については、助成対象経費の中で、最も遅い支払日を記載してください。

問3-11 別記様式第10号の実績報告書にある添付書類にある「助成対象事業を実施したことが確認できる書類（設備、機器等の写真）」とは、全ての購入品に対して必要か。

答

- ・ 全ての購入品について必要となります。

問3-12 インターネット銀行を振込口座にしたい場合、通帳の写しはどうすればいいか。

答

- ・ 次の情報が表示された部分を印刷して提出してください。
※ 必要な情報：金融機関・支店名、預金種別、口座番号、口座名義人（漢字・カナ）

問 3-13 助成金の受領後に助成事業で購入した器具を廃棄することになった場合、どのような手続きが必要か。

答

- ・ 一定期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数を経過するまでの期間）内に取得価格が 1 件 50 万円以上の機械や器具を処分する場合には、財産処分承認申請書（別記様式第 17 号）の提出が必要となります。

4 その他

問 4-1 助成金は、所得税や法人税の課税対象となるのか。

答

- ・ 法人税・所得税の課税対象となります。収入計上時期については、原則として、交付決定の日が属する事業年度となります。

問 4-2 助成金の概算払は可能か。

答

- ・ 精算払のみとなります。